

規制する特定施設（公共的施設）一覧表（案）

平成30年8月15日

四條畷市

1 第1種施設（規制区分：敷地内全面禁煙）

施設区分	施設名称
児童福祉関連施設	・ ステップなわて、忍ヶ丘あおぞらこども園、岡部保育所
児童福祉関連施設	・ 保育園又は認定こども園
児童福祉関連施設	・ 認可外保育園（※商業施設等の建物内に設置している認可外保育園であって、当該商業施設等が受動喫煙の防止措置を講じているものを除く。）、児童福祉法第6条の3に規定する事業を実施する施設
社会福祉関連施設	・ 地域福祉センター（さつき園）、老人福祉センター（楠風荘）、福祉コミュニティセンター
文化教育施設	・ 教育文化センター
体育施設	・ なわて水みらいセンターテニスコート（※なわて水みらいセンターが敷地内全面禁煙による）、青少年コミュニティ運動広場、野外活動センター
保健衛生関連施設・診療所	・ 保健センター
その他	・ 景観施設（環境センター）
学校園	・ 幼稚園／小中学校
学校園	・ 高等学校／支援学校

2 第2種施設（規制区分：特定屋外喫煙場所）

施設区分	施設名称
文化教育施設	・ 市民総合センター（市立公民館、四條畷図書館）、グリーンホール田原（田原支所、田原図書館）、歴史民俗資料館、市民活動センター
体育施設	・ 総合公園、市民総合体育館、市民グラウンド（市民グラウンドテニスコート）、市民運動広場清滝、市民運動広場さつき、田原テニスコート
その他	・ 環境センター、学校給食センター
学校園	・ 専修学校／大学
下水施設	・ 田原処理場
庁舎又は施設	・ 四條畷市役所本庁舎・東別館、国又は地方公共団体の庁舎又は施設（※建物内に設置している喫煙場所が受動喫煙の防止措置を講じているものを除く。）